

被害防止方法に係る Q&A

令和8年7月17日

1. 全体

Q1. 使用者への暴露評価及びミツバチへの影響評価に係る被害防止方法に罰則はかかるのか。

A. 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第2条第1項に係る農薬ラベル上の作物や使用方法などに規制をかけるものではなく、罰則はかかりませんが、同条第2項に係る事項として使用者が遵守すべき事項となります。

2. 使用者への影響評価

Q2. 「手散布」と「散布」との違いは何か。何が「手散布」に入るのか。例えば、背負動噴は「手散布」に入るのか。

A. 使用者への影響評価の観点で、使用方法として手での散布と機械での散布が分けられる可能性があるということです。「手散布」とは、「散布」に利用できる散布機器のうち使用者がノズルを手で持って利用する機器全般での散布を指します。このため、背負式動噴やセット動噴等は「手散布」に入ります。

Q3. 「薬剤調製者」とはどのような作業を行う者か。粒剤は希釈作業がないため調製者はいないと考えてよいのか。

A. 「薬剤調製者」とは、農薬を秤量、散布器具への移し替え、希釈等の作業を行う者です。粒剤であっても散布器具への移し替えが発生するため、これらの行為を行う者はラベルに記載された薬剤調製者の防護装備の着用が必要です。

Q4. 「●●（作物名）に散布する場合は、乗用型散布機を用いること」とされている場合、どのような散布機器を用いればよいのか。

A. 乗用型散布機は、農薬使用者が搭乗して散布を行う機械をいい、具体的には、果樹であればスピードスプレーヤ、小麦、キャベツ等の平面作物であればブームスプレーヤ等が該当します。

3. ミツバチへの影響評価

Q5－1. 「密閉できる施設での使用に限る」とは、具体的にどのような施設を指すのか。

A. 「密閉できる施設（閉鎖系施設）」とは、施設外からのミツバチの侵入を防止できる構造を有する施設を指します。具体的には、「側面及び上面がミツバチが通り抜けられない資材で被覆されており、密閉可能な施設（被覆資材はネット等でも可）」であり、そこで作物を栽培することを「閉鎖系施設栽培」と定義しています。なお、「閉鎖系施設栽培での使用に限る」とされている場合は、栽培終了まで作物が閉鎖系施設内に留まるものを指しますのでご注意ください。

なお、開花期間中（連続して開花する作物については、着花が認められてからすべての花が落花するまで）、ミツバチが通り抜けられない密閉可能なネット等でほ場を覆う場合（べたがけ等）も「閉鎖系施設栽培」と同様に取り扱うこととしています。

Q5－2. トンネル栽培で農薬散布後被覆という場合は使用できるか。

A. 基本的に、トンネル栽培においては、ミツバチへの暴露を防止することができないため使用できません。

トンネル栽培において、農薬散布時に作物が開花しておらず、農薬散布後にミツバチが通り抜けられない資材により適切に被覆し、「閉鎖系施設栽培」と同等の条件を満たすのであれば使用可能です。

ただし、農薬散布後は開花期間中（連続して開花する作物については、着花が認められてからすべての花が落花するまで）、当該被覆を継続する必要があるのでご注意ください。

Q5－3. ハウス内で育苗し、野外に定植する場合は使用できるのか？

A. Q5－1の回答のとおり、「原則として栽培終了まで作物が閉鎖系施設内に留まるもの」を「閉鎖系施設栽培」と定義しています。そのため、ハウス内で育苗した後、定植により作物を施設外に出す場合には、当該要件を満たさないことから使用できません。

Q5－4. ビニールハウスであれば、どのような設備でも使用できるのか。

A. ビニールハウスであれば一律に使用できるわけではなく、Q5－1の回答のとおり、「閉鎖系施設、すなわち、ミツバチが通り抜けられない資材により側面及び上面が被覆され、密閉可能な構造を有する施設」であることが必要です。

このため、常時開放されている部分があるなど、ミツバチの侵入を防止できない場

合には、「閉鎖系施設」とは認められず、使用することはできません。

Q5－5．側窓や天窓を開ける場合に制限はあるか。夏場など常時密閉が難しい施設でも使用できるのか。

A. Q5－1の回答のとおり、本剤はミツバチの侵入を防止できる「閉鎖系施設」に該当する場合にのみ使用可能です。

このため、側窓や天窓を開放する場合であっても、ネット等によりミツバチの侵入を防止する必要があります。

したがって、夏場などに常時開放状態となり、ミツバチの侵入を防止できない場合には、「閉鎖系施設」には該当せず、使用することはできません。

Q5－6．施設で使用した場合、散布中もしくは散布後すぐに換気してもよいのか。

A. 当該施設がミツバチの侵入を防止できるネット等で被覆されている場合には、散布中又は散布後であっても換気は可能です。

一方で、ネット等による被覆がなく、ミツバチの侵入を防止できない場合には、「閉鎖系施設」には該当せず、換気のための開放はできません。

Q5－7．簡易ハウス、雨よけハウスでも「密閉できる施設」に当たるのか。

A. 簡易ハウスや雨よけハウスであっても、一律に「閉鎖系施設」に該当するものではなく、Q5－1の回答の定義を満たす場合に限り使用可能です。

すなわち、側面及び上面がミツバチの侵入を防止できる資材で被覆され、開口部を含めてミツバチの侵入が生じないよう対策がとられている場合には、「閉鎖系施設」に該当します。

一方で、側面が開放されているなど、ミツバチの侵入を防止できない場合には、「閉鎖系施設」には該当せず、使用することはできません。

Q5－8．観葉植物など、一時的に屋外管理する可能性のある株の扱いは？花がつかない形態の観葉植物は？

A. 「閉鎖系施設」での使用に限られている薬剤については、一時的であっても屋外で管理する植物には使用できません。

また、一時的に屋外で管理している間に開花しないことが明らかな場合や花が付かない形態の観葉植物であっても、「閉鎖系施設栽培での使用に限る」とだけ書かれている場合には使用することはできません。

Q6－1．「発芽（萌芽）～落花（開花終了）まで使用しない」とあった場合、落花（開花終了）とは、一部の枝や一部の樹に花が残っている場合でも使用できるのか。

A. ミツバチの被害を防止するための使用制限における「落花（開花終了）」とは、「農薬を使用するほ場において、ほぼ 100%が落花（褐変又は落弁）した日（※摘花処理による対応も可）」と定義しています。

一部の枝や一部の樹に花が残っている場合には、そこにミツバチが採餌のため訪花する可能性があるため使用することはできません。

Q6－2．品種ごとに開花時期が異なる果樹園では、咲き終わった品種から使用できるのか。

A. ミツバチの被害を防止するための使用制限における「落花（開花終了）」とは、「農薬を使用するほ場において、ほぼ 100%が落花（褐変又は落弁）した日（※摘花処理による対応も可）」と定義しています。

このため、同一のほ場内に落花前の品種が残っている場合には、ほ場全体として当該要件を満たさない（ミツバチが採餌のため訪花する可能性がある）ことから、咲き終わった品種があったとしても使用することはできません。

4. その他

Q7．ミツバチ以外の有用生物への影響はどうか。

A. ミツバチ以外の有用生物への影響については、環境省において生活環境動植物（魚類、甲殻類、藻類等、鳥類及び野生ハナバチ類）に対する影響評価が行われています。当該評価を経て登録されている使用方法及び使用上の注意事項を遵守して使用される限りにおいては、これらの生物に大きな被害を生じさせないことが確認しています。

Q8．受粉用のミツバチやマルハナバチ、マメコバチも対象として分かるように書かれるのか？

A. 剤によっては、ミツバチに対する注意事項とは別に、受粉用のミツバチ、マルハナバチ等の送粉昆虫への影響に配慮した注意事項が別途記載されています。使用に当たっては当該注意事項も含めて遵守するようお願いします。

Q9．ミツバチへの影響日数はわかるのか？

A．農薬登録の審査に当たり、ミツバチへの影響日数（いわゆる散布後の安全日数）は定めていません。一方で、メーカーや自治体等において、個別に参考となる目安が示されている場合がありますので、使用に当たってはそれらの情報も確認してください。

被害防止方法に係る用語集

1. 使用者への影響評価

用 語	定 義
長ズボン・長袖の作業衣（標準作業衣）	・布地で作製された長ズボン・長袖の上着からなる作業衣。
不浸透性防除衣	・表面に付着した液体が裏面に浸透しない性質を有する布地で作製された長ズボン・長袖の上着からなる作業衣。 ・日本産業規格（JIS T8115 化学防護服又は JIS T8126 液状農薬散布者が使用する防護服）に適合した防護服又はそれと同等な性能を有する防護服が望ましい。 ・JIS T8115 に適合した化学防護服については、液状で農薬を散布する場合にはタイプ 6 以上の性能を有し、固体で農薬を散布する場合にはタイプ 5 以上の性能を有する化学防護服であることが望ましい。 ・JIS T8115 と同等な規格として、ISO 16602 並びに EN 14605（タイプ 3 及び 4）、EN 13982（タイプ 5）及び EN 13034（タイプ 6）があり、JIS T8126 と同等な規格として、ISO 27065 がある。
保護眼鏡	・農薬の使用時に発生する粉塵や飛沫から眼を保護するための保護具であり、保護めがね型やゴーグル型の製品がある。
保護面	・飛散する粉塵、薬液飛沫などに顔面がさらされないようにするための器具。防災面ともいう。頭部に直接かぶるタイプのもの、ヘルメットに取り付けるタイプのものがある。
不浸透性手袋	・表面に付着した液体が裏面に浸透しない性質を有する素材で作製された手袋。 ・日本産業規格（JIS T8116 化学防護手袋）に適合した手袋又はそれと同等な性能を有する手袋が望ましい。 ・JIS T8116 と同等な規格として、EN ISO 374 がある。

用 語	定 義
農薬用マスク (DL1・DS1・RL1・RS1)	・不織布等の素材で作製された使い捨て式防じんマスク又はろ過剤を取替える方式の取替え直結式防じんマスク。 ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）で定める型式検定に合格し、防じんマスクの規格（昭和 63 年労働省告示第 19 号）に適合していること。 ・防じんマスクの性能に係る区分が DL1,DS1,RL1,RS1 の何れかに該当していること。
農薬用マスク (DL2・DS2・RL2・RS2)	・不織布等の素材で作製された使い捨て式防じんマスク又はろ過剤を取替える方式の取替え直結式防じんマスク。 ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）で定める型式検定に合格し、防じんマスクの規格（昭和 63 年労働省告示第 19 号）に適合していること。 ・防じんマスクの性能に係る区分が DL2,DS2,RL2,RS2 の何れかに該当していること。
半面形防毒マスク (吸収缶付きのもの)	・鼻及び口辺のみを覆う半面形の面体であって、面体及び吸収缶（ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用及び亜硫酸ガス用のものに限る。）がそれぞれ労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）で定める型式検定に合格し、防毒マスクの規格（平成 2 年労働省告示第 68 号）に適合していること。
全面形防毒マスク (吸収缶付きのもの)	・顔面全体を覆う全面形の面体であって、面体及び吸収缶（ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用及び亜硫酸ガス用のものに限る。）がそれぞれ労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）で定める型式検定に合格し、防毒マスクの規格（平成 2 年労働省告示第 68 号）に適合していること。

2. ミツバチへの影響評価

用 語	定 義
果樹類及び樹木類の「開花」	・農薬を使用するほ場において、複数の対象樹木での開花が認められた日。
果樹類及び樹木類の「落花（開花終了）」	・農薬を使用するほ場において、ほぼ 100 %が落花（褐変または落弁）した日。※摘花処理による対応も可。

用 語	定 義
果樹類及び樹木類の「開花期」	・ 開花～落花（開花終了）まで。
果樹類及び樹木類の「発芽（萌芽）」	・ 農薬を使用するほ場で、発芽（萌芽）が認められた日。
稲の「出穂始」	・ 農薬を使用するほ場において、全莖数の約 10%が出穂した日。
稲の「出穂終了」	・ 農薬を使用するほ場において、全莖数のほぼ 100%が出穂した日。